

(7) 障害児施策の充実

<現状と課題>

障害のある子どもや発達に遅れのある子どもが、自立して身近な地域で安心した生活を送るために、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談体制の充実と支援が必要です。

障害の原因となる疾病の早期発見や事故の予防には、妊婦や乳幼児に対する健康診査や学校の健康診断が大きな役割を果たします。このことから、妊婦や乳幼児の健康診査、学校の健康診断の充実を図り、発達の遅れや障害の早期発見ができる体制づくりが重要になります。さらに、発達の遅れや障害が発見された子どもと保護者に対し、適切な医療や指導が受けられるような支援体制の確立が必要です。

また、障害の重度・重複化、学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等への対応など、障害児教育をめぐる状況が大きく変化している中で、障害のある子どもたち一人ひとりの教育ニーズに応じた教育の展開が必要になります。

さらに、障害の有無にかかわらず、幼児期から子ども同士が交流し、双方の意識上の障壁を解消することが大切であるという考え方が急速に広まりつつあり、障害のある子どもが、障害のない子どもとともに身近な地域でいきいきと安心して成長できるよう、保育所、幼稚園、学校等で連携を図り、障害のある子どもの受け入れを推進することが重要になります。

<今後の取り組み>

障害のある子どもたち一人ひとりのニーズにあった、保育所・幼稚園への入園または交流活動ができる体制と施設の整備に努め、職員の資質向上に取り組みます。

また、心身の発達に遅れや障害のある子どもの保護者や、教育上特別な配慮を要する児童を対象に、就学や進級についての相談を行います。相談にあたっては、関係機関と連携して、個々の子どもに対して適切な対応ができるよう努めます。

■実施事業

障害児施策の充実

事業名	事業内容	担当課
療育相談・教室	「うごきの教室」、「ことばの教室」、「こころの教室」、「バナナっ子クラブ」、「いちごちゃんクラブ」 健診、訪問等で把握したり相談を受けた障害児及び発達障害が疑われる児童（乳児～学童）に対し、発達を促すため個別相談・指導、及び集団指導を実施する。	健康推進課

事業名	事業内容	担当課
早期療育充実に向け関係機関との連絡調整	障害児及び発達障害が疑われる児童に係る医療機関や療育機関の関係者が同歩調で、保育所・幼稚園・学校等状況に応じて情報交換や相談を行い、児童・保護者を支援する。	健康推進課
定期健康診断事業	市内小中学校において、児童生徒の心とからだについて健康観察、保健調査や健康診断等に基づく健康相談などを通して、児童・生徒の健康の維持、増進に努める。	学校教育課
就学時健康診断事業	小学校新一年生になる児童を対象に、健康診断・知的発達検査・ことばの検査等を実施し、その診断結果に基づき、治療の勧告、助言等就学に関し適切な指導を行う。	学校教育課
幼保小交流会研修会	幼稚園・保育所と小学校の職員が一堂に会し、子どもの発達をふまえ、幼児教育から学校教育への円滑な移行を推進するため、達成目標の協議等の研修を実施する。	学校教育課
障害がある児童の総合療育相談とケアマネジメント	障害がある児童または障害の可能性のある児童に、必要な訓練または福祉サービスについて福祉課、健康推進課、家庭児童相談員、障害者生活支援センターが連携しつつ総合的に相談して、児童と保護者を支援する。	福祉課
障害者手帳の取得	児童に障害があることが確認された場合、児童とその保護者が必要な福祉サービスを速やかに利用できるように身体障害者手帳または療育手帳の取得を勧める。	福祉課
障害者手当の給付	重度障害がある児童の世帯の経済的、精神的負担の軽減のため、次の手当を支給する。 障害児福祉手当（常時介護が必要な重度障害がある児童） 在宅重度心身障害者手当（障害児福祉手当が支給外の重度障害がある児童＝身体障害者手帳1～2級、療育手帳ㇸ、Aの所持者）	福祉課
用具の給付	障害がある児童に、必要な補装具及び日常生活用具を支給し、障害の更生と日常生活の自立を図る。	福祉課
重度心身障害者医療費の支給	重度の障害がある児童の世帯の経済的、精神的負担を軽減するため、保険診療の自己負担金と入院時食事負担の金額を医療費として支給する。（対象者＝身体障害者手帳1～3級、療育手帳ㇸ・A・Bを所持する児童）	福祉課

事業名	事業内容	担当課
児童デイサービスの利用	障害がある児童または発達に問題があると思われる児童に、必要な訓練を提供する児童デイサービスの利用を促進して、障害の更生、発達の援助を図る。	福祉課
在宅福祉サービスの利用	様々な在宅福祉サービスの利用を推進することにより、障害がある児童の世帯の負担を軽減する。児童居宅介護 児童短期入所 心身障害児（者）生活サポート事業	福祉課
障害児施設の利用	障害のある児童が、その障害に対応した施設に通所または入所して利用することにより、障害の更生を推進する。（施設例：知的障害児施設、肢体不自由児施設、重度心身障害児施設その他）	福祉課
家庭児童相談事業（再掲）	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して、電話や来庁、また訪問により相談を受け指導を行い、必要な場合は関係専門機関への紹介を行う。	子育て支援課
障害児保育の充実	家庭において保育することができないと認められる、集団保育が可能な障害児に対して積極的に保育を実施する。また、受入園に対しては加配分の人件費を対象に助成を実施し、障害児保育の充実を図る。	保育課
障害児教育の充実	発達障害児を含めた障害児等の幼児期から社会人への移行までの継続的な適応指導や相談の実施、特別な教育的ニーズに応じた指導を行えるように学校の校内体制整備の支援を行う。	学校教育課
教育相談事業の充実（学校補助員による障害児への支援）	小・中学校にふれあいボランティア等を配置し、障害を抱える子どもへの支援を行う。	学校教育課
放課後児童健全育成事業の充実（再掲）	保護者の就労等により、放課後の家庭が常時留守になる養護学校児童を対象にした障害児学童保育所（放課後児童クラブ）に助成を行う。	子育て支援課